

健保発 第29-15号

平成29年 3月15日

伊藤ハム健康保険組合

理事長 松崎 義郎



法第47条の規定による

任意継続被保険者にかかる標準報酬月額について

標記の件について、下記のとおり公告いたします。

記

1. 平成28年9月30日現在の標準報酬月額の平均額 316,626円

2. 上記の平均額を報酬月額とみなした標準報酬（月額・日額）及び適用期間

標準報酬月額 320,000円

標準報酬日額 10,670円

適用期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日

3. 被保険者の納付すべき保険料額

保険料額（介護保険対象外）＝標準報酬月額×保険料率（100/1000）

保険料額（介護保険対象者）＝標準報酬月額×保険料率（117.20/1000）

<保険料率内訳> 一般保険料率 = 98.70/1000

調整保険料率 = 1.30/1000

介護保険料率 = 17.20/1000（40歳～64歳対象）

【例】標準報酬月額320,000円の場合の1ヶ月分保険料額

保険料額（介護保険対象外／一般＋調整） 32,000円

保険料額（介護保険対象者／一般＋調整＋介護） 37,504円

<保険料額内訳> 一般保険料額 31,584円

調整保険料額 416円

介護保険料額 5,504円

以上